

当座勘定規定の改定のお知らせ

当金庫は、2023年8月の「ことら送金」の取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまに対しても、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

2023年 8月23日 (水)

2. 改定する規定

名 称
当座勘定規定 (一般当座用)
当座勘定規定 (個人当座用)
当座勘定規定 (専用約束手形口用)

3. 改定内容

当座勘定規定の改定事項は下記のとおりです。

項 目	内 容
支払の範囲	手形・小切手の決済資金への充當時限を明記する

4. 新旧対照表

当座勘定規定 (一般・個人当座用)

変更前	変更後
<p>第9条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、当金庫の判断で15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし、それにより損害が発生したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）

変更前	変更後
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形の本額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、当金庫の判断で15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし、それにより損害が発生したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) 手形の本額の一部支払はしません。</p>

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

○ご不明な点等がございましたら、窓口へお問い合わせください。

令和5年8月